

計画目標1 男女共同参画の意識づくり
基本方針(1) 意識啓発の推進

施策	具体的な内容	担当課	平成28年度 事業計画	平成28年度 事業実績	平成29年度 事業計画	平成29年度事業に新規事業 や拡充事業または廃止した事 業があれば記入してください。
1 広報・ ホームページ等を通じた啓発	男女共同参画啓発紙「みんなで一歩！」を発行します。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画啓発紙「みんなで一歩」を年3回(6月、10月、2月)作成し、町内会回覧や市内関係施設、市内事業所へ配布する。 記事内容の充実を図り、目に留まりやすい記事となるよう検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画啓発紙「みんなで一歩」を年3回(6月、10月、2月)作成し、町内会回覧や市内関係施設、市内事業所へ配布し啓発を図った。 紙面にマンガを掲載したり、写真を多く使い注目されるように心掛けた。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画啓発紙「みんなで一歩」を年2回(11月、2月)作成し、町内会回覧や市内関係施設、市内事業所へ配布し啓発を図ります。 フルカラーで作成し、更に注目されるように心掛ける。 	発行回数を3回から2回に減らすがフルカラーで作成し、啓発紙を手にとってもらうようにする。
	「広報くさつ」やホームページ等を通じて条例の周知等、啓発を行います。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> 広報くさつやホームページへ啓発記事の掲載、市庁舎ロビーや市民交流プラザでの男女共同参画啓発パネルの展示を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報くさつの特集ページ11月号を掲載し、市民に啓発を図った。また、市庁舎ロビーで6月、11月に男女共同参画に関する啓発パネルの展示をし、啓発を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報くさつの特集(年間3回)に掲載し、市民に啓発を図るほか、ホームページでの啓発や市庁舎ロビーでのパネル展示により、啓発を図る。 	
2 講演会や講座等の開催による学習機会の提供	男女共同参画セミナーや市民フォーラム、出前講座等を開催し、学習機会の充実を図ります。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する学習会や、次世代育成男女共同参画事業として、「デートDV」をテーマとした講演会を開催する他、各種出前講座を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の高等学校に出向き、「デートDVの防止」をテーマにした研修を実施した。 ①平成28年7月15日(金) 滋賀県立玉川高等学校2年生 315人 平成28年7月19日(火) 滋賀県立玉川高等学校3年生 354人 ②平成28年10月6日(木) 滋賀県立草津高等学校3年生 228人 事業所、町内会、サークルや地域団体等へ出向いて講座を行った。 平成27年7月1日(金) 南草津図書館 ジェンダーに関する学習会を開催した。 9月2日(家庭での男性活躍推進) 10月7日(女性の経済自立とは) 11月4日(増える高齢者DV) 12月2日(私たちの身近な地域では) 1月13日(ジェンダーの視点で振り返る) 場所 : 市民交流プラザ小会議室1 参加者 : 各回15名程度 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する学習会や、次世代育成男女共同参画事業として、「デートDV」をテーマとした講演会を開催する他、各種出前講座を実施する。 ジェンダーに関する学習会を開催する。 年3回(予定) 	

計画目標1 男女共同参画の意識づくり
基本方針(1) 意識啓発の推進

施策	具体的な内容	担当課	平成28年度 事業計画	平成28年度 事業実績	平成29年度 事業計画	平成29年度事業に新規事業 や拡充事業または廃止した事 業があれば記入してください。
3 男女共同参画に関する情報の収集・提供	市民アンケート調査を定期的を実施し、市民の意識の変化を把握します。	男女共同参画課	・企画調整課において毎年実施する市民意識調査の分析結果を踏まえ事業を進める。	・平成28年度市民意識調査「男女共同参画が進んでいると思う市民の割合」17.9% 前年より2.8ポイント上昇した。	・企画調整課において毎年実施する市民意識調査の分析結果を踏まえ事業を進める。	
	男女共同参画に関する文献・啓発素材等の収集・活用を図ります。	男女共同参画課	・男女共同参画に関連する文書の収集や整理を行い、市民への情報提供に努める。	・国や県の情報、各種情報誌などから男女共同参画に関する情報を収集し、啓発紙やホームページなどで広く市民に情報提供を行った。 ・未成年の性被害に関する啓発マンガを購入し、市内の中学校・高等学校に設置することで啓発に努めた。	・男女共同参画に関連する文書の収集や整理を行い、市民への情報提供に努める。	
	男女共同参画に関する図書について適切な収集・整理を行い、市民等に提供します。	図書館 南草津図書館	・引き続き、関連する図書の収集・貸出を行い、市民等に情報提供を行う。	関連図書の 新刊資料購入冊数・・・37冊 貸出冊数・・・1,387冊	・引き続き、関連する図書の収集・貸出を行い、市民等に情報提供を行う。	
		南草津図書館	・平成28年7月1日(金)午後1時30分～3時 草津市立市民交流プラザにて、男女共同参画の観点から、市民講座(第2回)「テレビドラマに見る女性のイメージ」を開催予定。関連本の紹介や展示も行う。	・平成28年7月1日(金)午後1時30分～3時 草津市立市民交流プラザにて、男女共同参画の観点から、市民講座(第2回)「テレビドラマに見る女性のイメージ」を開催し関連本の紹介や展示も行った。(参加者15名)	今年度市民講座のテーマとしては取り上げないが、男女共同参画・ジェンダー等の関連図書を収集し、貸出やレファレンスサービス等で引き続き情報提供を行う。	同テーマの市民講座は開催しない。
4 男女共同参画の視点による表現媒体の点検	男女共同参画の視点に立ち、広報・ホームページ等の点検を行います。	広報課	・不適切な表現がないか、男女共同参画の視点に立ち、広報くさつの作成や市ホームページを確認する。	・不適切な表現がないか、男女共同参画の視点に立ち、広報くさつの作成や市ホームページの確認を行った。	・不適切な表現がないか、男女共同参画の視点に立ち、広報くさつの作成や市ホームページの確認を行う。	

計画目標1 男女共同参画の意識づくり
基本方針(1) 意識啓発の推進

施策	具体的な内容	担当課	平成28年度 事業計画	平成28年度 事業実績	平成29年度 事業計画	平成29年度事業に新規事業 や拡充事業または廃止した事 業があれば記入してください。
	屋外広告物について、申請書類や現地確認等により、不適切な表現がないことの確認を行います。	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 許可申請書(H27許可実績:575件)提出時や、現地完了検査(20件/月)および是正指導(15件/月)などの外出時に、不適切な表現の広告物がないか確認する。 違反広告物簡易除却団体(9団体)の活動時に、上記同様確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 許可申請書(H28許可実績:473件)提出時や、現地完了検査(20件/月)および是正指導(20件/月)などの外出時に、不適切な表現の広告物がないか確認した。 違反広告物簡易除却団体(8団体)の活動時に、上記同様確認を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 許可申請書提出時や現地完了検査(20件/月)および是正指導(20件/月)などの外出時に、不適切な表現の広告物がないか確認する。 違反広告物簡易除却団体(7団体)の活動時に、上記同様確認を行う。 	

計画目標1 男女共同参画の意識づくり
基本方針(2) 教育の充実

施策	具体的な内容	担当課	平成28年度 事業計画	平成28年度 事業実績	平成29年度 事業計画	平成29年度事業に新規事業 や拡充事業または廃止した事 業があれば記入してください。
5 人権教育の充実	全小中学校において、県が発行する「男女共同参画社会づくり読本」の活用等により、児童・生徒が男女共同参画についての学びを深められるよう、人権教育を実施します。	学校教育課	・県発行の「男女共同参画社会づくり読本」の活用とともに、家庭科や道徳でも男女共同参画についての授業を実施し、児童・生徒の学びを深める。	・県発行の「男女共同参画社会づくり読本」を活用して男女共同参画についての授業を実施した。(17校) ・その他の資料を使用して男女共同参画についての授業を実施した。(3校)	・県発行の「男女共同参画社会づくり読本」の活用とともに、家庭科や道徳でも男女共同参画についての授業を実施し、児童・生徒の学びを深める。	
	主に中高生を対象に、次世代育成事業として、男女共同参画に係る学習会を実施します。	男女共同参画課	・「デートDV防止」をテーマに中高生を対象とした学習会を実施する。	・市内の高等学校に出向き、「デートDVの防止」をテーマにした研修を実施した。 ①平成28年7月15日(金) 滋賀県立玉川高等学校2年生 315人 平成28年7月19日(火) 滋賀県立玉川高等学校3年生 354人 ②平成28年10月6日(木) 滋賀県立草津高等学校3年生 228人	・「デートDV防止」をテーマに中高生を対象とした学習会を実施する。	
6 性の多様性を踏まえた学校教育環境の点検・改善	学校教育環境・内容を点検し、LGBTの人への配慮が必要な点、合理的理由がなく男女の別が残されている状況の改善を図ります。	学校教育課	・学校教育にかかわる環境、内容について、よりよい在り方を求めるべく、保護者、地域と意見を交流させ、問題解決に向けた機運を高める。	・文部科学省発行の「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」資料を各校に配布し、教職員の理解を進めた。	・学校教育にかかわる環境、内容について、よりよい在り方を求めるべく、保護者、地域と意見を交流させ、問題解決に向けた機運を高める。	
7 教職員研修の充実	男女共同参画意識を高めるため、全小中学校において、教職員研修を実施します。	学校教育課	・人権教育を推進する者として、また、人権尊重の精神を啓発していく者として、これまでから取り組んでいる研修をさらに進める。(校内人権研修、PTA人権同和教育研修、市人権・同和教育研究大会等への参加など)	各校において、人権にかかわる研修、PTA人権同和研修などを行うとともに、市人権・同和教育研究大会への参加やその他の研修への参加を通して人権意識を高める取組を進めた。	・人権教育を推進する者として、また、人権尊重の精神を啓発していく者として、これまでから取り組んでいる研修をさらに進める。(校内人権研修、PTA人権同和教育研修、市人権・同和教育研究大会等への参加など)	

計画目標2 男女がともに自立して生きるための条件づくり
基本方針(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

施策	具体的な内容	担当課	平成28年度 事業計画	平成28年度 事業実績	平成29年度 事業計画	平成29年度事業に新規事業 や拡充事業または廃止した事 業があれば記入してください。
8 事業者 のワーク・ラ イフ・バラ ンス推進の勸 奨	長時間労働の削減 や育児・介護支援 に係る企業啓発を 進めるとともに、従 業者が自ら望む ワーク・ライフ・バラ ンスを選択できるよ う事業者の組み組 みを促進します。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> ・男性も女性も仕事と生活を充実した ものとするため、経営者・管理職の意 識改革と、長時間労働の是正などの 働き方改革を目的として、市内事業 所・団体におけるイクボス宣言を推進 する。 ・働き方改革を進めていくための手法 について、先進的な事例等を学ぶた めの講演会を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業所・団体と共同で「イクボス宣 言」をするとともに、働き方改革セミナー を開催し市内事業所・団体のワーク・ラ イフ・バランスの推進を図った。 ①平成28年4月26日(火) 「イクボス宣言」市内事業所・団体 6 社 働き方改革セミナー 参加者:155人 講師:安藤哲也氏 テーマ:イクボスが組織を変える! 社 会を変える! ②平成28年8月30日(火) 働き方改革セミナー 参加者:59人 講師:川島高之氏 テーマ:長時間労働の削減と業績UP の秘訣とは! 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業所・団体の長時間労働の 是正、働き方改革を進めるためセミ ナー・講演会を実施する。 ・市内事業所を対象にワーク・ライフ・ バランス等の現状を把握するための 状況調査を実施(市民団体に委託) し、報告書を作成、公表するほか、他 の事業で活用する等ワーク・ライフ・バ ランスの推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナー・講演会を滋賀県と 共同で開催し、より多くの事業 所・団体に参加いただく。 ・市内事業所のワーク・ライフ・ バランス等の現状を把握する ための状況調査を実施する。
		商工観光労政課	<ul style="list-style-type: none"> ・草津市企業同和教育推進協議会が 開催する市内事業所向け各種研修 会において、企業啓発誌の配布を行 い、啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・草津市企業同和教育推進協議会が 開催する市内事業所向け各種研修 会において、企業啓発誌の配布を行 い、啓発を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・草津市企業同和教育推進協議会が 開催する市内事業所向け各種研修 会において、企業啓発誌の配布を行 い、啓発を行う。 	
	契約検査課	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度の入札参加資格審査 において、滋賀県ワーク・ライフ・バラ ンス推進企業への登録と女性技術者雇 用を加点項目として追加したため、引 き続きこれらの項目を評価項目として 加点します。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度の入札参加資格審査にお いて、滋賀県ワーク・ライフ・バランス 推進企業への登録と女性技術者雇用を 加点項目として加点しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度の入札参加資格審査にお いて、滋賀県ワーク・ライフ・バラ ンス推進企業への登録と女性技術者雇 用を加点項目として加点します。 		
	農業経営者が休日 や給与、役割分担 等を明確にする「家 族経営協定」の普 及啓発を行います。	農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・「家族経営協定のすすめ」のパンフ レットを農業委員に配布、ならびに窓 口に設置し、普及啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員を介して普及啓発を実施。 協定締結への調整を図った。 (実績:0件) 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き普及啓発に努める。 (H29年4月末現在の実績:2件) 	

計画目標2 男女がともに自立して生きるための条件づくり
基本方針(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

施策	具体的な内容	担当課	平成28年度 事業計画	平成28年度 事業実績	平成29年度 事業計画	平成29年度事業に新規事業 や拡充事業または廃止した事 業があれば記入してください。
9 子育て 支援の充 実 「草津市子 ども・子育て 支援事業 計画」の推 進	児童育成クラブや 病児・病後児保育、 ファミリー・サポート・ センターなど、子育て 支援の充実を図り ます。	子ども子育て推進 課	・多様なニーズに対応した子育て支 援の充実により、仕事と子育ての両立 をサポートする。平成28年度は、民 設児童育成クラブを5箇所募集し、整 備を支援するとともに、市南部への病 児・病後児保育室の整備を支援す る。	・多様なニーズに対応した子育て支 援の充実により、仕事と子育ての両立をサ ポートした。平成28年度は、民設児童 育成クラブを4箇所新設し、整備を支 援するとともに、草津総合病院の病児・病 後児保育室「陽だまり」の整備を支 援した。	・多様なニーズに対応した子育て支 援の充実により、仕事と子育ての両立 をサポートする。平成29年度は、民 設児童育成クラブを3箇所募集し、整 備を支援するとともに、JR南草津駅前 に子育て支援拠点施設の整備を行 う。	
	待機児童の解消に 向けて、認定こども 園や小規模保育施 設等の整備を進め ます。	幼児課	・待機児童の解消に向けて、(仮称) 志津認定こども園に係る実施設計を 行うとともに、小規模保育施設を2施 設整備する。	・(仮称)志津認定こども園に係る実施 設計および小規模保育施設を2施設整 備した。	・待機児童の解消に向けて、(仮称) 志津認定こども園の工事を実施する。 ・(仮称)山田認定こども園および(仮 称)玉川認定こども園に係る実施設計 を行うとともに、小規模保育施設を2 施設整備する。	
		子ども子育て推進 課	・(仮称)草津中央認定こども園の改 修工事を行う。	・(仮称)草津中央認定こども園の改修 工事を進める中で、過去の工事の施工 不良が判明したことから、是正等の対応 を行った。 ・(仮称)大路認定こども園の事業者の 公募、また、決定を行った。	・(仮称)草津中央認定こども園の改 修工事を継続して行う。 ・(仮称)大路認定こども園の施設整 備補助と移行保育の実施を行う。	
10 ひとり 親家庭へ の支援	ひとり親家庭に対す る相談対応や児童 扶養手当の支給な ど、自立生活に向け た支援を行います。	子ども家庭課	・母子・父子自立支援員による相談対 応や支援制度の利用をすすめるとと もに、「子どもの居場所」をつくり利用 をすすめる。また、児童扶養手当の支 給を行う。	ひとり親家庭の福祉向上のため、母子・ 父子自立支援員が、資金の貸付や生 活全般にかかわる相談に応じ、所得制 限に満たない家庭に児童扶養手当の 支給を行った。また、ひとり親家庭の中 学生を対象に生活安定や学習支援、食 事の提供などを行う「子どもの居場所」 を市内に1箇所設置した。 ・相談件数 延べ2,219件 ・児童扶養手当 353,985千円	・母子・父子自立支援員による相談対 応や支援制度の利用をすすめるとと もに、「子どもの居場所」の運用の充 実を図る。また、児童扶養手当の支 給を行う。	
	ひとり親家庭の医療 費の自己負担分の 全部または一部に ついて助成します。	保険年金課	・引続きひとり親家庭の医療費の自己 負担分の全部または一部の助成を行 う。	ひとり親家庭の健康の保持と福祉の増 進を図ることを目的に医療費の自己負 担分の全部または一部の助成を行いま した。 助成件数 24,182件 決算額 69,697,252円	引続きひとり親家庭の医療費の自己 負担分の全部または一部の助成をし ます。 ・助成件数 25,757件 ・予算額 77,173千円	

計画目標2 男女がともに自立して生きるための条件づくり
基本方針(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

施策	具体的な内容	担当課	平成28年度 事業計画	平成28年度 事業実績	平成29年度 事業計画	平成29年度事業に新規事業 や拡充事業または廃止した事 業があれば記入してください。
11 高齢・ 障害福祉 サービス等 の充実 「草津あん しんいきい きプラン」 「草津市障 害者計画・ 障害福祉 計画」の推 進	高齢福祉サービスの適切な運用を図ります。	長寿いきがい課	・高齢者が男女の尊厳を保ち、可能な限り自立して生活できるよう、各種高齢者福祉サービスにより支援を行う。	・高齢者が男女の尊厳を保ち、可能な限り自立して生活できるよう、短期集中予防サービス(通所・訪問一体型)をはじめ、総合事業実施に向けたモデル事業を展開した。	・高齢者が男女の尊厳を保ち、可能な限り自立して生活できるよう、各種サービスによる支援を行う。また、「参加」「活動」に重点を置いた介護予防の推進を図る。	・新しい介護予防・日常生活支援総合事業
	地域密着型サービスの整備など、介護保険サービスの充実と制度の適正運用を図ります。	介護保険課	・介護者の負担軽減や就労機会の確保を図るため、特別養護老人ホームの整備を含む、介護サービスの充実に取り組むとともに、実地指導やケアプラン点検を通じて介護保険制度の適正運用に努める。	・特別養護老人ホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護を整備し、介護サービスの充実に取り組んだ。 また、実地指導を21事業所へ実施し、ケアプラン点検は59件実施することで介護保険制度の適正運用に努め、介護離職の減少をすすめた。	・実地指導や集団指導、ケアプラン点検等を通じて介護保険制度の適正運用に努め、介護離職の減少をすすめる。	・平成29年度は特別養護老人ホームの整備の予定はしていない。
	障害福祉サービスの充実と制度の適正運用に努めます。	障害福祉課	・介護者の負担軽減や就労機会の確保を図るため、短期入所や日中一時支援など必要なサービスの提供を行う。	・介護者の負担軽減や就労機会の確保を図るため、短期入所や日中一時支援など必要なサービスの提供を行った。	・介護者の負担軽減や就労機会の確保を図るため、短期入所や日中一時支援など必要なサービスの提供を行う。	

計画目標2 男女がともに自立して生きるための条件づくり
基本方針(4) DV対策の強化

施策	具体的な内容	担当課	平成28年度 事業計画	平成28年度 事業実績	平成29年度 事業計画	平成29年度事業に新規事業 や拡充事業または廃止した事 業があれば記入してください。
12 DVの 防止に向け た啓発の充 実	暴力の根絶に向け て、「DV・デートDV」 「ストーカー」といっ た事象や法制度に ついての情報提供 と意識啓発を広く行 います。	男女共同参画課	・男女共同参画啓発紙「みんなで一 歩」(年間3回発行)やホームページに よる意識啓発を行う。	・啓発紙の発行 3回(6月、10月、2月) 6,000部/1回 町内会回覧、市内事業所、関係機関へ の送付 ・市役所1階ロビーでのパネル展示 平成28年11月11日(金)～25日(金) ・ホームページ上での相談窓口の周知 ・職員研修をDVをテーマに実施 平成28年8月17日(水) 特大会議室 講師:辻 由起子さん テーマ:愛と支配の違い～DVと児童虐 待、行政支援のポイント～ 参加者:241人	・男女共同参画啓発紙「みんなで一 歩」(年間2回発行)やホームページ による意識啓発を行う。	・男女共同参画啓発紙「みんな で一歩」の回覧に合わせ、D Vに関するチラシを挟み込み 啓発をするとともに、配偶者暴 力相談支援センターの認知度 の向上に努める。
	主に中高生を対象 に、「デートDV防 止」をテーマとした 学習会を実施し、若 年層に向けた開発 を図ります。	男女共同参画課	・「デートDV防止」をテーマに中高生 を対象とした学習会を実施する。	・市内の高等学校に出向き、「デートD Vの防止」をテーマにした研修を実施し た。 ①平成28年7月15日(金) 滋賀県立玉川高等学校2年生 315人 平成28年7月19日(火) 滋賀県立玉川高等学校3年生 354人 ②平成28年10月6日(木) 滋賀県立草津高等学校3年生 228人	・「デートDV防止」をテーマに中高生 を対象とした学習会を実施する。	
13 相談体 制の充実	被害がある・疑われ る場合の相談窓口 について、気軽に安 心して頼ることがで きるよう図るととも に、そのアクセス性 を高めます。	男女共同参画課	・DV相談をはじめ女性一般相談がで きるワンストップ総合相談窓口を設 置し、相談に応じるとともに、窓口の周 知を行う。	・DV相談を中心として、電話相談や面 談による相談に応じた。また、ホーム ページや啓発紙等で窓口の周知を行っ た。 相談件数:72件	・DV相談をはじめ女性一般相談がで きるワンストップ総合相談窓口を設 置し、相談に応じるとともに、窓口の周 知を行う。	
		子ども家庭課	・家庭相談員7名および正規職員に 専門職を配置し、被害者の心情に寄 り添った窓口対応を行う。	・家庭相談員7名および正規職員に専 門職を配置し、被害者の心情に寄 り添った窓口対応を行った。 家庭児童相談件数:1178件(うち児童 虐待に関するもの:579件)	・家庭相談員8名を配置し、被害者の 心情に寄り添った窓口対応を行う。	
		人権センター	・人権相談員による常設相談。(火～ 土曜日) ・弁護士による相談(要予約)月1回 ・人権擁護委員による相談週1回(月 曜日) ・関係機関との連携に努める。	・人権相談員による常設相談。(火～土 曜日) ・弁護士による相談(要予約)月1回 ・人権擁護委員による相談週1回(月 曜日) ・関係機関との連携に努めた。 ・年間138件の人権相談を行った。	・人権相談員による常設相談。(火～ 土曜日) ・弁護士による相談(要予約)月1回 ・人権擁護委員による相談週1回(月 曜日) ・関係機関との連携に努める。	

計画目標2 男女がともに自立して生きるための条件づくり
基本方針(4) DV対策の強化

施策	具体的な内容	担当課	平成28年度 事業計画	平成28年度 事業実績	平成29年度 事業計画	平成29年度事業に新規事業 や拡充事業または廃止した事 業があれば記入してください。
	来談者の状況に適正に応じられるよう、相談員の複数配置を図るとともに、資質向上のための研修機会を充実させます。	男女共同参画課	・女性の総合相談窓口として、平成27年度に引き続き相談員を配置するとともに、相談員の質の向上を図るため、各種研修会に参加する。	・総合相談窓口として、相談員を常時配置し、相談員の質の向上のため研修会に参加した。 相談員スキルアップ講座 4回 DV相談員専門研修 6回 女性相談にかかると実務担当者会議 1回	・女性の総合相談窓口として、引き続き相談員を配置するとともに、相談員の質の向上を図るため、各種研修会に参加する。	
		子ども家庭課	・相談員の複数対応を実施し、DV関連の各種研修にも積極的に参加し、相談員の対応能力の向上に努める。	・相談員の複数対応を実施し、DV関連の各種研修にも積極的に参加し、相談員の対応能力の向上に努めた。	・相談員の複数対応を実施し、DV関連の各種研修にも積極的に参加し、相談員の対応能力の向上に努める。	
		人権センター	・資質向上のための研修機会は、情報を利用し積極的に参加する。	・資質向上のための研修機会は、情報を利用し積極的に参加した。	・資質向上のための研修機会は、情報を利用し積極的に参加する。	
14 被害者の安全確保と自立支援の充実	母子生活支援施設など既存の施設や制度を活用しつつ、被害者の保護と自立支援を行います。	男女共同参画課	・相談の状況に応じ、家庭児童相談室と連携し、母子生活支援施設への入所を検討し、保護とその後の自立に向けた支援を行う。	・一時保護所等(母子生活支援施設)へ入所の対象となる相談は無かったが、相談内容に応じ、家庭児童相談室と連携し情報交換を図った。	・相談の状況に応じ、家庭児童相談室と連携し、一時保護所、母子生活支援施設等への入所を検討し、保護とその後の自立に向けた支援を行う。	
		子ども家庭課	・被害者の状況に応じて、母子生活支援施設への入所を検討し、保護とその後の自立に向けた支援を行う。	・被害者の状況に応じて、母子生活支援施設の活用や、DV支援措置証明の発行を行った。	・被害者の状況に応じて、母子生活支援施設への入所を検討し、保護とその後の自立に向けた支援を行う。	
15 関係機関との連携強化	被害者への支援にあたり、様々な社会資源や専門的知見が活用できるよう、庁内の連絡体制の強化を図ります。	男女共同参画課	・関係課や関係機関との情報交換を行うとともに、支援内容について必要な協議を行う。	・定期的に関係課や関係機関と情報交換を行うとともに、相談内容に応じ関係課や関係機関と協力し支援を行った。 ・女性相談にかかると実務担当者会議を開催した。 1回	・関係課や関係機関との情報交換を行うとともに、支援内容について必要な協議を行う。	
		子ども家庭課	・要保護児童対策地域協議会において、男女共同参画室、警察、中央子ども家庭相談センター、その他関係機関と連携し、情報交換を行うとともに、支援内容について協議を行う。	各種の会議を開催し、各関係機関と支援内容について協議および情報交換を行った。 ①要保護児童対策地域協議会 代表者会議:2回開催 実務者会議:6回開催 ②個別ケース検討会議:97回 ③関係機関連絡調整会議:9回	・要保護児童対策地域協議会において、男女共同参画課、警察、中央子ども家庭相談センター、その他関係機関と連携し、情報交換を行うとともに、支援内容について協議を行う。	

計画目標2 男女がともに自立して生きるための条件づくり
基本方針(4) DV対策の強化

施策	具体的な内容	担当課	平成28年度 事業計画	平成28年度 事業実績	平成29年度 事業計画	平成29年度事業に新規事業 や拡充事業または廃止した事 業があれば記入してください。
	被害者を確実に保護し安全を確保できるよう、市内外の関係機関との連携を強化するとともに、自立生活への継続的なサポート体制の充実を図ります。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> 関係課や関係機関との連携が図れるよう、日頃から情報交換に努めるとともに、関係機関が実施する研修に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に関係課や関係機関と情報交換を行うとともに、研修会等に参加した。 相談員スキルアップ講座 4回 DV相談員専門研修 6回 女性相談にかかると実務担当者会議 1回 職員研修をDVをテーマに実施 平成28年8月17日(水) 特大会議室 講師:辻 由起子さん テーマ:愛と支配の違い～DVと児童虐待、行政支援のポイント～ 参加者:241人 	<ul style="list-style-type: none"> 関係課や関係機関との連携が図れるよう、日頃から情報交換に努めるとともに、関係機関が実施する研修に参加する。 	
		子ども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画室、警察、中央子ども家庭相談センター、その他関係機関と連携し、被害者およびその児童の安全を確保できるよう、連絡をとり、ち密な対応に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画課、警察、中央子ども家庭相談センター、その他関係機関と連携し、被害者およびその児童の安全を確保できるよう、連絡をとり、ち密な対応に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画課、警察、中央子ども家庭相談センター、その他関係機関と連携し、被害者およびその児童の安全を確保できるよう、連絡をとり、ち密な対応に努める。 	

計画目標3 男女がともに生涯にわたって豊かに暮らすための健康づくり
基本方針(5) 性と健康の尊重

施策	具体的な内容	担当課	平成28年度 事業計画	平成28年度 事業実績	平成29年度 事業計画	平成29年度事業に新規事業 や拡充事業または廃止した事 業があれば記入してください。
16 性教育の充実	保護者等の理解を醸成しつつ、幼児期から性教育を実施し、子どもの発達段階に応じて、性・生殖や性感染症(STD)についての正しい知識の普及を図ります。	幼児課	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの生き方や人権が尊重できるよう、子ども、保護者、職員の意識が高まるような学習の機会を確保する。 健康診断を実施し、自分の体や健康に関心を持ち、大切にしようとする心を育てる。 絵本やお話を通して、生まれてきた喜びや命の大切さ、つながりを学び自尊感情を高める。 ちがいを認め合うことの大切さを日々の保育や家庭でのふれあいの中で感じられるように働きかける。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者会やPTAと連携し、人権研修の開催や、子どもたちへの人権集会を行うなど人権感覚が高まるような取組を行った。 自分の体や健康に興味をもてるように、幼稚園では、養護教諭による手洗いうがいの指導、保育所では、各担任より保健指導を実施した。 毎日の保育の中で、絵本の読み聞かせを行い、友だち同士のつながりなどを感じられるような働きかけをした。 クラスだよりや毎日の送り迎えなどを通して、一人ひとりのちがいを認め合うことの大切さを保護者に知らせた。 	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりの生き方や人権が尊重できるよう、子ども、保護者、職員の意識が高まるような学習の機会を確保する。 健康診断を実施し、自分の体や健康に関心を持ち、大切にしようとする心や実践力を育てる。 絵本やお話を通して、生まれてきた喜びや命の大切さ、つながりを学ぶ機会を設け、自尊感情を高まるようにする。 ちがいを認め合うことの大切さを日々の保育や家庭でのふれあいの中で感じられるように働きかける。 	
		学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領に基づく各小中学校の教育課程において、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導を、年間を通じて計画的に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 各校の教育計画に沿って、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領に基づく各小中学校の教育課程において、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導を、年間を通じて計画的に行う。 	
17 相談体制の充実	子宮頸がん・乳がん検診等の受診勧奨を図るとともに、性を踏まえた健康づくりの相談・支援を行います。	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> 検診の受診促進とがんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を行う。具体的な内容は以下のとおり。 過去5年間受診歴のない節目年齢の女性市民に無料クーポン券と啓発資料を送付する。 今年度の検診対象者に個別勧奨通知を送付する。 	<ul style="list-style-type: none"> 検診受診者数 子宮頸がん 2,924人 乳がん 2,117人 無料クーポンを利用した受診者数(再掲) 子宮頸がん 415人 乳がん 540人 	<ul style="list-style-type: none"> 子宮頸・乳がん検診の無料クーポン券対象者を国は縮小(子宮20歳・乳40歳)したが、当市はより利用しやすくするため(子宮20・25・30・35・40歳、乳40・45・50・55・60歳)拡大を図る。また、個別の受診勧奨の対象者も拡大を行い継続実施する。(子宮20～69歳、乳40～69歳の内クーポン対象者除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 無料クーポン券は過去5年間受診歴の有無に関係なく全節目年齢女性市民に配布する。 個別の受診勧奨は、子宮は41～69歳、乳は61～69歳について昨年度よりも拡充して実施する。
	男女を問わず、心身の健康管理に努めることや、疾病の早期発見・早期対応のための啓発を行います。	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> 各種けん診について、さわやか健康だよりや広報くさつ、ホームページなどによる周知を行う。 自殺予防として各種相談窓口を掲載したリーフレットを作成し、啓発する。 	<ul style="list-style-type: none"> 健幸ポイント制度参加人数 703人 	<ul style="list-style-type: none"> 健康くさつ21(第2次)および食育推進計画(第2次)を推進するため、生活習慣病予防に関する市民への啓発、くさつ健幸ポイント制度の実施、企業と連携した禁煙しようとする人への支援など、くさつヘルスアッププロジェクトに取り組みます。 	くさつ健幸ポイント制度のポイント対象メニュー(Cメニュー)に肝炎ウイルス検診を追加、後期高齢者医療制度対象者についてはポイント対象メニュー(Cメニュー、Dメニュー)を必須項目から除外した。

計画目標3 男女がともに生涯にわたって豊かに暮らすための健康づくり
基本方針(5) 性と健康の尊重

施策	具体的な内容	担当課	平成28年度 事業計画	平成28年度 事業実績	平成29年度 事業計画	平成29年度事業に新規事業 や拡充事業または廃止した事 業があれば記入してください。
18 セクハラ対策の推進	セクハラ等の防止に向けて、出前講座等による啓発を行うとともに、相談窓口の周知など、情報提供に努めます。	男女共同参画課	・必要に応じ出前講座を行うとともに、啓発紙等を通して啓発を図る。また、総合相談窓口で相談に応じるとともに、窓口の周知を行う。	・啓発紙「みんなで一歩」において、マタハラ、パタハラ、LGBT等のハラスメントに関する記事を掲載し啓発を図った。また、総合相談窓口においても相談に応じた。	・必要に応じ出前講座を行うとともに、啓発紙等を通して啓発を図る。また、総合相談窓口で相談に応じるとともに、窓口の周知を行う。	
19 性の多様性を踏まえた行政事務の実施	LGBT当事者への相談対応を進めます。	男女共同参画課	・総合相談窓口において、他の相談窓口と連携しながら対応する。	・総合相談窓口において1件の相談があったので、専門的な相談窓口を紹介した。	・LGBTに関する情報収集をするともに、総合相談窓口において、他の相談窓口と連携しながら対応する。	
	LGBTに対する差別や偏見をなくすよう意識啓発を進めます。	男女共同参画課	・LGBTに関する情報収集を行うとともに、ホームページ等で啓発する。	・ホームページでセクハラ防止指針の改正(LGBT明記)を周知するとともに、啓発紙「みんなで一歩」においてLGBTに関する意識啓発を行った。	・LGBTに関する情報収集を行うとともに、広報くさつ、ホームページ等で啓発する。	
	行政事務において、性の多様性への配慮が必要な点について精査し、対応について検討します。	男女共同参画課	・LGBTに関する情報収集を行い、必要な配慮についての研究を行う。	・LGBTに関する情報収集を行うとともに、関係課会議を行い、LGBTの基礎知識、先進自治体の取組等を学び、各課の取り組みについて情報共有した。	・LGBTに関する情報収集を行い、必要な配慮等について関係課との協議を行う。	

基本目標4 男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる環境づくり

基本課題(6) 男女共同参画の地域コミュニティづくり

施策	具体的な内容	担当課	平成28年度 事業計画	平成28年度 事業実績	平成29年度 事業計画	平成29年度事業に新規事業 や拡充事業または廃止した事 業があれば記入してください。
20 コミュニティ活動における男女共同参画の促進	まちづくり協議会、町内会などの地縁コミュニティや、NPO、ボランティアなどの活動において、男女共同参画を促進します。	まちづくり協働課	・現状と課題の把握に努め、必要に応じて、随時、啓発を行う。	・現状と課題の把握に努め、必要に応じて啓発を行った。	・現状と課題の把握に努め、必要に応じて、随時、啓発を行う。	
		男女共同参画課	・町内会等に対する女性の参画のアンケートを実施するとともに、男女共同参画に関する学習会のテーマとして「地域における男女共同参画」を取り上げ、地域のしきたり慣習等について考えていただく機会を設ける。	・町内会等に対する女性の参画のアンケートを実施し、ホームページや啓発紙に掲載し啓発を図った。 実施期間：平成10月1日～10月31日 対象：行政事務委託者 210人 回収率：84%	・町内の伝統行事などに対して、好事例と思われるものについて積極的に取材等を行い、啓発紙に掲載するなど、地域のしきたりや慣習等にかかる男女共同参画の啓発を図る。	
	町内会等への出前講座を実施するなど、地域のしきたりや慣習を見直すための啓発を行います。	男女共同参画課	・「みんなでトーク」のテーマとして男女共同参画を掲げ、町内会への出前講座を実施する。	・町内会等の取り組みの中で好事例と思われる事例を取材し、啓発紙に記載し啓発を図った。 ・地域のしきたりや慣習について考え、見直すきっかけとなるよう町内会をテーマとした学習会(ジェンダーに関する学習会)を実施した。	・引き続き「みんなでトーク」のテーマとして、男女共同参画を掲げ、町内会への出前講座を実施するとともに、啓発紙等での男女共同参画の啓発を図る。	
21 地域防災における男女共同参画の推進	自主防災組織や避難所運営において、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点による適切な配慮を図ります。	危機管理課	・女性のみで構成されている自衛消防隊に福祉共済への加入を薦める。また、HUG訓練等を通じて避難所施設の運営における女性の参画についての意識向上を図る。	・女性のみで構成されている自衛消防隊に福祉共済への加入を薦め、加入に至った。また、市総合防災訓練や各地域で行われたHUG訓練や防災講座において避難所運営における女性の参画についての意識向上を図ることができた。	・女性消防隊員に福祉共済への加入を薦める。 また、市総合防災訓練や各地域で行われる防災講座の場にて、HUG訓練等を通じ、避難所運営における女性の参画への意識向上を図る。	
22 男女共同参画推進団体の育成	(仮称)男女共同参画推進センターの開設に向けて、その活動母体となる推進団体を育成します。	男女共同参画課	・(仮称)男女共同参画推進センターの開設に向け、運営手法等の検討などを行う団体の育成を図る。	・男女共同参画市民会議い〜ぶんの活動を支援するとともに、定例会議において、担当部局より(仮称)男女共同参画推進センターについての説明を行い、協議できる体制づくりを図った。	・男女共同参画市民会議い〜ぶんの活動を支援するとともに、団体とともに男女共同参画センターの先進地視察を行い、運営手法や取り組みについて調査・研究を行う。	
23 (仮称)男女共同参画推進センターの開設	平成31(2019)年度開設予定の「(仮称)市民総合交流センター」内に、「(仮称)草津市男女共同参画推進センター」の設置を推進し	男女共同参画課	・(仮称)市民総合交流センターの建設スケジュールに合わせ、庁内および関係団体と運営方法等について協議を行い、センター設置を推進する。	・(仮称)市民総合交流センターの担当部局と調整を図り、(仮称)男女共同参画推進センターの施設や機能などについて協議・検討を行った。	・引き続き(仮称)市民総合交流センターの担当部局との調整・協議を行い、センター設置を推進する。 ・市民団体とともにセンターの先進地視察を行い運営手法等の検討を行う。	

基本目標4 男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる環境づくり
基本課題(7) 女性の活躍推進 (ポジティブ・アクション)

施策	具体的な内容	担当課	平成28年度 事業計画	平成28年度 事業実績	平成29年度 事業計画	平成29年度事業に新規事業や拡充事業または廃止した事業があれば記入してください。
24 女性の活躍推進に向けた気運の醸成	事業主に対し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・推進に向けた働きかけを行います。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> 働き方改革セミナーを開催する中で、事業所・団体に対し、一般事業主行動計画についての情報提供を行い、策定・推進の働きかけを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 働き方改革セミナーを開催し、その中で滋賀労働局より、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画や各種制度の説明を図った。 平成28年8月30日(火) 働き方改革セミナー 参加者:59人 セミナー講師:川島高之氏 一般事業主行動計画および各種制度説明 滋賀労働局 東野至圭夫氏 	<ul style="list-style-type: none"> 働き方改革セミナーを開催するとともに、滋賀労働局と連携し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画に関する啓発を行う。 	
		商工観光労政課	<ul style="list-style-type: none"> 草津市企業同和教育推進協議会が開催する市内事業所向け各種研修会において、企業啓発誌の配布を行い、啓発を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 草津市企業同和教育推進協議会が開催する市内事業所向け各種研修会において、企業啓発誌の配布を行い、啓発を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 草津市企業同和教育推進協議会が開催する市内事業所向け各種研修会において、企業啓発誌の配布を行い、啓発を行う。 	
	女性活躍応援会議やフォーラムなどの開催により、働く女性のネットワークづくりを推進します。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> 働き方改革推進事業や女性活躍応援事業を通じ、行政と各種団体や機関とのネットワークづくりを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 女性の活躍に関する取り組みや課題、持続可能な女性の働き方などについて話し合いを行った。(男女共同参画市民会議い〜ぶん) 	<ul style="list-style-type: none"> 女性管理職セミナーを開催し、異業種での意見交換やロールモデルを学ぶとともに、働く女性のネットワーク作りを推進する。 市内事業所を対象にワーク・ライフ・バランス等の現状を把握するための状況調査を市民団体に委託して実施し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、行政と各種団体や機関とのネットワークづくりを進める。 	
	男性の育児等への参画促進のため、イクメン・イクボスなどについての啓発を行います。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> 男性も女性も仕事と生活を充実したものとするため、経営者・管理職の意識改革と、長時間労働の是正などの働き方改革を目的として、市内事業所・団体におけるイクボス宣言を推進する。 働き方改革を進めていくための手法について、先進的な事例等を学ぶための講演会を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内事業所・団体と共同で「イクボス宣言」をするとともに、働き方改革セミナーを開催し市内事業所・団体のワーク・ライフ・バランスの推進を図った。 ①平成28年4月26日(火) 「イクボス宣言」市内事業所・団体 6社 働き方改革セミナー 参加者:155人 講師:安藤哲也氏 テーマ:イクボスが組織を変える！社会を変える！ ②平成28年8月30日(火) 働き方改革セミナー 参加者:59人 講師:川島高之氏 テーマ:長時間労働の削減と業績UPの秘訣とは！ 	<ul style="list-style-type: none"> 市長のイクボス宣言についてのインタビューを厚生労働省のジョカツ部のホームページに掲載されることにより啓発を図る。 市内事業所・団体の長時間労働の是正、働き方改革を進めるためセミナー・講演会を実施する。 市内事業所を対象にワーク・ライフ・バランス等の現状を把握するための状況調査を市民団体に委託して実施し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> セミナー・講演会を滋賀県と共同で開催し、より多くの事業所・団体に参加いただく。 市内事業所のワーク・ライフ・バランス等の現状を把握するための状況調査を実施する。

基本目標4 男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる環境づくり
基本課題(7) 女性の活躍推進 (ポジティブ・アクション)

施策	具体的な内容	担当課	平成28年度 事業計画	平成28年度 事業実績	平成29年度 事業計画	平成29年度事業に新規事業や拡充事業または廃止した事業があれば記入してください。
25 女性の活躍における相談窓口の充実	女性の家庭生活や働くことに関する総合相談窓口の設置により、ワンストップ支援体制の充実を図ります。	男女共同参画課	・女性の家庭生活や働くことに関する相談などができるワンストップ総合相談窓口を設置し、相談に応じるとともに、窓口の周知を行う。	・女性の総合相談窓口を設置し、女性の働くことに関する相談や家庭生活に関する相談など様々な相談に応じた。 相談件数 72件	・女性の家庭生活や働くことに関する相談などができるワンストップ総合相談窓口を設置し、相談に応じるとともに、窓口の周知を行う。	
26 女性の就業・起業支援	子育てや介護等を理由に離職した女性の再就職や、キャリア形成(職業能力の習得)を支援します。	男女共同参画課	・起業・就労等にチャレンジしたい女性を対象に女性のチャレンジ応援塾を開催し、女性の社会進出を支援する。	・就業・起業等、新たな一歩を踏み出した女性、何かをはじめたい女性を応援するために講演会を開催した。 スタートアップ講演会 全2回開催 ・起業等にチャレンジしたい女性のために、起業するための知識と心構えなどを学習する起業塾を開催した。 起業塾 全8回開催 ・実践的な内容でフォローアップ研修を滋賀県産 業支援プラザと連携し開催した。 フォローアップ講座 全5回 ・起業塾を修了した方で、試行的にチャレンジしようとする方を支援するため助成金を創設し、支援を行った。 女性のチャレンジ支援助成金 6人交付	・起業・就労等にチャレンジしたい女性を対象に女性のチャレンジ応援塾を開催し、女性の社会進出を支援する。今年度は講演会や起業塾・フォローアップ研修などに加え、新規事業として市内の商業施設と連携し、起業体験と参加者自身のPRを兼ねた事業を行う。 ・事業所の女性管理職等を対象としたセミナーを開催し、女性のキャリアアップを図る。	・平成28年度までは知識など学習を中心とした支援を行っていたが、市内の商業施設と連携し、起業体験と参加者自身のPRを兼ねたより実践的な事業を行う。 ・平成29年度の新規事業として女性管理職等を対象としたセミナーを開催する。
		商工観光労政課	・現行の資格取得教育訓練補助金を改正し、子育てが一段落した再就職を希望する女性等に対して資格取得を奨励し、就労の促進を行う。	平成28年10月に資格取得教育訓練補助金を改正(就業資格取得支援補助金)し、子育てが一段落した再就職を希望する女性等に対して資格取得を奨励し、就労の促進を行った。 交付実績:1件	就業資格取得支援補助金の周知を行い、子育てが一段落した再就職を希望する女性等に対して資格取得を奨励し、就労の促進を行う。	

基本目標4 男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる環境づくり
基本課題(7) 女性の活躍推進 (ポジティブ・アクション)

施策	具体的な内容	担当課	平成28年度 事業計画	平成28年度 事業実績	平成29年度 事業計画	平成29年度事業に新規事業や拡充事業または廃止した事業があれば記入してください。
	「女性のチャレンジ応援塾」などの開催と継続的なフォローアップにより、女性の人材育成と社会進出を支援し、地域の活性化を図ります。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> 起業・就労等、新たな一歩を踏み出したい女性を応援するための「スタートアップ講演会」および起業等にチャレンジしたい女性のための「チャレンジ応援塾」を開催し、女性の人材育成と社会進出を図る。 起業等にチャレンジするための試行的な事業経費に対する助成金制度を創設し、女性の起業を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 就業・起業等、新たな一歩を踏み出した女性、何かをはじめたい女性を応援するために講演会を開催した。 スタートアップ講演会 全2回開催 起業等にチャレンジしたい女性のために、起業するための知識と心構えなどを学習する起業塾を開催した。 起業塾 全8回開催 実践的な内容でフォローアップ研修を滋賀県産 業支援プラザと連携し開催した。 フォローアップ講座 全5回 起業塾を修了した方で、試行的にチャレンジしようとする方を支援するため助成金を創設し、支援を行った。 女性のチャレンジ支援助成金 6人交付 	<ul style="list-style-type: none"> 起業・就労等にチャレンジしたい女性を対象に女性のチャレンジ応援塾を開催し、女性の社会進出を支援する。今年度は講演会や起業塾・フォローアップ研修などに加え、新規事業として市内の商業施設と連携し、起業体験と参加者自身のPRを兼ねた事業を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度までは知識など学習を中心とした支援を行っていたが、市内の商業施設と連携し、起業体験と参加者自身のPRを兼ねたより実践的な事業を行う。
		商工観光労政課	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティビジネスや創業コーディネータにより、地域課題の解決に向けた事業や、創業準備の支援を行うと共に、ホームページやSNSを使用し、事業の周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティビジネスや創業コーディネータにより、地域課題の解決に向けた事業や、創業準備の支援を行うと共に、ホームページやSNSを使用し、事業の周知を図った。 コミュニティビジネス交付実績:1件 創業支援相談人数:14名(内女性:7名) 	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティビジネスや創業コーディネータにより、地域課題の解決に向けた事業や、創業準備の支援を行うと共に、ホームページやSNSを使用し、事業の周知を図る。 	
27 市民活動における女性の活躍推進	男女共同参画推進団体をはじめとする市民活動において、女性リーダーの育成を図ります。	男女共同参画課	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画社会の実現に向けて地域リーダーとなる市民を育成するため、全国規模の学習会や研修会への参加支援を行う。 (仮称)男女共同参画推進センターの開設に向け、運営手法等の検討などを行う団体の育成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金要綱を改正し、学習会等への参加支援の強化を図ったが、対象となる事業が遠方であったため参加者は無かった。 男女共同参画市民会議い〜ぶんの定例会議において、担当部局より(仮称)男女共同参画推進センターについての説明を行い、協議できる体制づくりを図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画社会の実現に向けて地域リーダーとなる市民を育成するため、全国規模の学習会や研修会への参加支援を行う。今年度も遠方のため他の学習会も指定し、参加者の拡大を図る。 (仮称)男女共同参画推進センターの開設に向け、市民団体とともにセンターの先進地視察を行い運営手法等の検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 従来の日本女性会議および男女共同参画推進フォーラムに加え、他の学習会等も指定し、参加者の拡大を図る。

基本目標4 男女がともに社会のあらゆる分野に参画できる環境づくり
基本課題(7) 女性の活躍推進 (ポジティブ・アクション)

施策	具体的な内容	担当課	平成28年度 事業計画	平成28年度 事業実績	平成29年度 事業計画	平成29年度事業に新規事業や拡充事業または廃止した事業があれば記入してください。
28 政策・方針決定の場への女性の参画推進	市民参加条例に基づき、各審議会等における女性委員の割合が40%以上となるよう努めます。	関係各課	・各種審議会等の委員の選定にあたり、できる限り女性委員を確保できるよう、各団体に対し女性委員の推薦いただくよう促す。	各種審議会等の委員の選定にあたり、女性委員の確保に努めた結果、女性の割合が36.9%となり、前年度より0.9%上昇した。	・各種審議会等の委員の選定にあたり、できる限り女性委員を確保できるよう、各団体に対し女性委員の推薦いただくよう促す。	
		まちづくり協働課	・男女共同参画枠を設け、女性参画が図れるよう推進する。	男女比率を達成できていない審議会の担当者と随時構成委員の見直しの協議を行った。	男女比率の達成に向け、担当課と協議し、公募委員の推薦や構成委員の見直しを行う。	
	子育て中の女性の審議会等への参画推進のため、託児支援を実施します。	男女共同参画課	・託児委託の予算を確保し、子育て中の女性が審議会等への参画が可能となるように支援する。	・子育て中の女性が審議会等へ参加できるよう託児委託を行った。 託児回数 8回 託児人数9人	・託児委託の予算を確保し、子育て中の女性が審議会等への参画が可能となるように支援する。	
	地域における各種団体の運営や方針決定の場への女性の参画を促進します。	男女共同参画課	・町内会等に対する女性の参画のアンケートを実施し、地域における現状を把握し学習会や啓発を通して女性の参画を図る。	・町内会等に対する女性の参画のアンケートを実施し、ホームページや啓発紙に掲載し啓発を図った。 実施期間:平成10月1日～10月31日 対象:行政事務委託者 210人 回収率:84%	・町内の伝統行事などに対して、好事例と思われるものについて積極的に取材等を行い、啓発紙に掲載するなど、地域のしきたりや習慣等にかかる男女共同参画の啓発を図る。	